

タカネヒカゲ八ヶ岳亜種
保護増殖事業計画

令和5年12月13日

農林水産省

環境省

第1 事業の目標

タカネヒカゲはタテハチョウ科に属するチョウの一種で、本州の高山蝶9種の中で最も高標高の2,500m以上に生息し、幼虫で2～3年間過ごすことが知られている。国内では北アルプスと八ヶ岳に生息し、それぞれ別亜種とされている。このうち後者は、タカネヒカゲ八ヶ岳亜種として八ヶ岳のごく限られた地域にのみ分布している。

本亜種は、かつて八ヶ岳に不連続に分布していたが、近年、ニホンジカの食害による生息地の攪乱や吸蜜源の減少、気候変動による生息地の標高及び植生の変化、違法捕獲等により、生息地及び生息数が減少している。

本事業は、本亜種の生息状況等の把握とモニタリングを行い、その結果等を踏まえて、本亜種の生息に必要な環境の維持・改善及び違法捕獲防止対策を図るとともに、飼育下繁殖及び野生復帰を実施すること等により、本亜種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

第2 事業の区域

長野県八ヶ岳における本亜種の生息地（かつて生息地であった地域を含む。）及び第3の3における飼育下繁殖等を行う区域

第3 事業の内容

1 生息状況等の把握

本事業を適切かつ効果的に実施するため、必要に応じて以下の調査等を実施する。また、この結果、生息状況に憂慮すべき変化が見られた場合には、原因解明のための調査を実施する。

（1）生息状況等の調査

現在生息が確認されている地域においては、本亜種の生息域、成虫の発生数等の生息状況を把握するための調査を行い、その動向について定期的なモニタリングを行う。特に、成虫発生数のモニタリングの際には、本亜種が年によって成虫の発生数に変動が見られることに留意する。

また、かつて生息が確認されていた地域においても、生息確認のための調査を行う。

あわせて、本亜種の自然条件下での生活史や繁殖様式等の生物学的特性及び遺伝子解析技術による遺伝的多様性の把握に向けた調査を行う。

（2）生息環境の調査及びモニタリング

生息地及びその周辺において、本亜種の幼虫の食草であるヌイオスゲ（カヤツリグサ科）等、成虫の吸蜜植物であるコバノコゴメグサ（ハマウツボ科）、シラネニンジン（セリ科）等を中心とした各種の生育状況や植生、地形、気象等の生息環境について定期的なモニタリングを行う。

（3）個体群の維持に影響を及ぼす要因の把握及びその影響のモニタリング

気候変動を含む気象状況の変化やニホンジカの食害による植生の変化等、本亜種の個体

群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因について把握するとともに、その影響についてモニタリングを行う。

2 生息地における生息環境の維持及び改善

本亜種が自然状態で安定的に存続するためには、本亜種に好適な生息環境（ハイマツ帯の石礫地、風衝地）を含む生態系全体を健全に保つことが必要である。特に、本亜種の成育には食草及び吸蜜植物が必要であるが、ハイマツの生育範囲の拡大、ニホンジカの食害等による影響も生じており、本亜種の生息に適した環境が失われつつある。

このため、本亜種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言に基づき、1で得られた知見等を十分に踏まえた上で対応策を検討し、本亜種の生息に適した環境の維持及び改善のために、生息地及びその周辺地域における関係者の協力体制を確立しつつ、必要に応じて、次の取組を行う。

(1) 高山環境の維持及び回復

本亜種の幼虫の食草及び成虫の吸蜜植物等の生育する高山環境の維持及び回復を図るため、ハイマツの分布拡大による植生変化の結果に基づき、ハイマツ伐採による高山植物群落の再生等、生息環境の改善を行い、モニタリング調査及び評価を実施する。

(2) 食草等の保護及び植栽

本亜種の安定的な生息を図る上で重要な箇所を抽出し、必要に応じてニホンジカ等の侵入防止等の対策を講じ、生息環境の保全を図る。

また、食草や吸蜜植物等の減少が生じた場合には、現地で採取した種子の直播、株の栽培及び植栽等、必要な対策を講じ、本亜種の食草等の維持・増殖を図る。

3 飼育下繁殖及び野生復帰の実施

本亜種の保存は、2の生息地における取組を基本とするが、生息環境の急激な悪化等により本亜種の野生個体がほとんど確認できなくなっている状況を改善するため、必要性を十分に検討した上で、2の生息地における取組と並行して、本亜種の飼育下繁殖と野生復帰（補強及び再導入）を実施し、野生個体群の回復を図る。なお、本亜種は生息数が非常に少なく越冬環境の知見が少ないことから、飼育下繁殖にあたっては、絶滅のリスクが相対的に低い近縁亜種を用いた飼育技術の確立に努める。飼育下繁殖及び野生復帰の実施にあたっては、本亜種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言を踏まえ、本亜種の遺伝的多様性や生態的な影響に留意するとともに、野生復帰させた地域においては、1(1)のモニタリングを実施し、生息状況等の把握を行う。

また、本亜種の生態等の科学的知見の収集及び飼育下繁殖技術の向上に努めるとともに、生息状況の急激な悪化等に対処できるよう、複数の施設において飼育下個体群を維持する。

4 生息地における違法な捕獲等の防止

密猟者等による違法な捕獲を防止するため、関係行政機関、山小屋、警察等と連携しながら生息地における自動撮影カメラの設置、監視活動等を行う。

また、インターネットにおける取引を含め、個体の違法な譲渡し等についても情報収集に努める。

5 普及啓発の推進

本事業を実効あるものとするためには、関係行政機関、各種事業活動を行う事業者、関係地域の登山者、ガイド等をはじめとする国民の理解及び協力が不可欠である。このため、本亜種の保護の必要性、本事業の実施状況等に関する普及啓発及び情報発信を進め、本亜種の保護に対する配慮及び協力を働きかけるとともに、関係地域の自主的な活動の展開が図られるよう努める。

6 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、国、関係行政機関、本亜種の生態等に関する専門的知識を有する者、本亜種の保護活動に参画する保護活動団体、学校関係者、企業、登山者等、関係者間の連携を図り、効果的に事業が実施されるよう努める。